

士農工商として士は身命を捨てるを奉公とする。農は粗服を用ひ粗食を喰ひ汗を流し、耕作を持ぐ。工は其職に骨を折る。商人は御静謐の御代故、御城下に泰々家業を樂しみ、相應の利分を取り、正路の働にて辱も御國恩不忘様可致の處、寢て居ながら多分の利を貪る事を相考へ候者有之様相聞え、以の外の事、士農工は夫々勤めあり。亂世にてもあらば士は一番に身命を的にして働き、農は汗水を流し耕作を拵ぎ歩役を働き、工は加役にも用ふ。商人は其時には武具より外に調ふる物なし。其時に至て渡世なし如何様に致す哉、商ひ物は調ふる物あり共拂方致すまじ。御政道もなし、押領を被致候ても制する事なりかね、難澁致し候計り、夫故商人は譯て泰平の御國恩を難有相心得、追々觸出候趣相守り、正路質素儉約を可存の處、段段御國恩を忘却し奢侈に移り、衣食の分限を辨へず、三百目・五百目の品を用ひ、或は結構の新織物新形杯不益に手間掛り候物を拵へ、無幅紋・八つ藤其外高家裝束の紋柄を手拭迄に染出し、湯に入り尻・前を拭ひ、七八十文の事足る物迄心を込め、又小道具杯を色々の細工物に金銀を費し、高價の品を作り、皮杯には武具の威にも可

致物を履み鼻緒に致し、以の外の事、沓は新しく共冠にもならず、紙入・烟草入杯に細工を込め、其外の品にも右に准じ金襴・毛類に至る迄異風を好み、其分限を辨へず贅澤屋杯と家號を唱ふる者有之様相聞え、次に食物賣買の者に申聞け置いたが、四文・八文の鮎も何時頃か二十・三十に相成り、中には殊の外の高價の食物身の分限を辨へず高家の食物を食ひ、^{すつぱん}鼈一枚金一步のを食ひても飽かずして、又は二歩のを喰ふ。物事段々増長し、鼈も蛸か鯛の様澤山にあらば賞美はせまい、其様成る事致し居りながら、扱々時節が悪い杯と申し、腰掛けへ多分參り、上へ御苦勞を相掛けらる者あり。是時節の悪いにてはない、分限を忘るゝ様に相成るは不埒故、諸色高直に相成る。之々上の御制を相守り、正路に家業を致すのを御國恩と思ひ、神佛に念じても國恩を知らざれば役には立たぬ。町人は粗服にてよいものだ。士は絹布を用ひるが順道なり。隨分と粗服を用ひ、併し綴れを著よとはいはず、富家の主人は主人丈の内端を用ひ、召仕は召仕丈の内端を心得、寛政の度觸出し置くの通り相心得、風俗を昔に返せと申すのだ。娘子供杯髮飾衣類杯華美異風の拵へ無之様相

心得よ、若者へも其親支配より屹度申聞かせ、奢侈の風俗を質素に直せと申すのだ。次に祝ひ祝儀杯華美の事ども致し、互に音物に氣を張り、一步の物を遣れば又二歩の物を遣る杯、追々奢侈に暮ると申す者だから、互に儉約を致せ。高價の物賣買も當年限り停止觸出し置きたれば、残りたる者あらば年内最早二日に相成れ共、形を變るか、崩れる共仕舞切に致す共、來る寅年元朝より屹度停止申渡し、若し是より大名方婚禮有之、高金の品諸道具の調達致するとも、伺の上にて調達致し、大名も百萬石も有り、一萬石も有之。差別を相心得、是より萬事正路質素に相心得、譬へ木綿たり共華美高價の物を取拵へるな、若し相背く者於有之は、乍不便政事には難替、屹度申付けんぞ、此旨篤と相心得へ。

儉約令の
效果

此度江戸表御趣意に付、諸仲間行司組合等唱へ候株札并問屋と唱へ候事、總ての事御停止被仰付、市中株札不殘御取拂ひ右問屋仲間組合行司と唱へ候儀、一圓不相成、商賣向勝手次第可致様被仰出。尤銘々新に諸商賣等店出し、手廣に致し候儀、勝手次第不苦候様被仰出候に付、諸色直段下著の分左に記す。

酒一升三百文の處 百六十四文 風呂代十文の處 八文 蕎麥代十六文の處 十五文 豆腐代

五十六文の處 四十八文 男髮結三十二文の處 二十四文 女髮結御取拂 地面料一割半直下

げ 山本山茶屋直段不定 青物類同斷 炭割木同斷 料理向一統直下

げ 金物類一匁五分より三匁五分迄直下げ すし類百文に付廿四切の處 廿八切と成る

上鮮屋は三十二人召捕と成り、以來停止す 根津遊女茶屋御取拂 淺草御

門跡前女郎不殘召捕、茶屋向は取拂 深川新地同斷 地獄女類町藝妓類百

六十人召捕に相成り、餘は不殘逃去り候て一人もなし。一、江戸中茶屋商賣寅

三月十三日に店締め相休み遊女は逃行く。一、市中寄合御停止・興行事停止事。一、

御役所向代人不相成事。一、新吉原明地兩町奉行様十五日・十六日以前直に御見

廻り被爲遊候事。

天保十三年壬寅年

米價初相場

天満組總年寄の下人狂暴

小火

京都出火

正月四日快晴なり。昨年来御政正しく質素儉約の御觸等嚴重の事共なり。され共諸品至て高價なるに、澤山なる米迄も追々に直上げす。舊冬仕舞相場の筋にも帳合は潰れて立たざりしといふ。今日淀屋橋に於て正米の初相場を聞くに、筑前七十六匁、肥後八十二匁、長門七十八匁餘は之に准ず。十日暮過、醉狂人脇指を引抜き、松屋町筋にて往來の男女數十人に手疵を負はせ、二三人即死せし者あり。夫より檀租木橋を中の島へ渡り、東へ暴れ行きしに、花岡といへる醫師の門人等打寄りて之を押伏し搦めしとなり。此者後にて聞けば、天満組總年寄江川といへる者の下人なりしとぞ。

廿四日御靈芝居瓦町井池筋東へ入る處、聊かの失火あり。子の刻に至り、伏見堀紀國橋北詰二町餘焼失す。

二月五日晴、未の刻小雨、初午なり。今日午の刻京都河原町押小路失火、二町餘り焼

唐橋屋敷妖火

失、未の刻火鎮まる。先年の大火も初午に當れる午の刻より焼出し、京都七分通り焼失せし事故、此度も亦左様の大火に至りなんかと、京中一統大騒動せしといふ。白晝の事なるに、人死三人ありしといふ。之に引續きて堂上唐橋殿に妖火起り、三日計りの間御殿中何れとも處々へ火燃上り、大に騒動し晝夜寝る事もなり難く、近邊の公家方も大に狼狽へ、近衛殿には薩州屋敷より大勢にて火消に詰め、一條殿には紀州屋敷より同様の事なり。其餘も夫々に火消の者相詰めて大騒ぎなりしといふ。こは唐橋殿庭前なる大木を伐られし故、其祟りなりとも、亦狐の所爲なりしといふ。其邊禁裏近き所といふ。何れも高官の人々なるに狐の爲にあやかされば、威光も徳もなき事に思はる。同日江戸にても牛込邊一里半、一横十八町計り焼失せしといふ。

十三日曇、午の下刻より雨、未下刻止む。近來奉公人風儀不宜候故、今日御觸あり。

寛政卯年二月

季居の者出替り於江戸三月五日に被仰付候間、大坂にても三月五日自今已後、出

替可申者被仰出、則寛政十一年正月觸知らせ、三月五日に限り候事に有之處、猶又元祿八年の觸書に、下々半季居出替の儀、只今迄は三月五日・九月九日に候得共、向後三月五日・九月十日出替に相定候旨觸書も有之、其以來九月十日も出替する事に相成、年來當地は兩度の出替に候處、其頃は都て人情實體にて、縦令半季の極に候共、主従の禮儀正敷、奉公大切に心掛け、年を重ね勤候事に可有之。然る處何時の程よりか、風儀悪敷相成、別て女奉公人等も半季宛に出替り候を恥ぢざる様に成行、既以三月住込候奉公人、二三月は其家の勝手も不覺、漸く事馴候と存候内、早九月近寄、出替の心底有之に付ては、自ら奉公等閑に相成る基にて、當世の人氣には半季の極甚以不宜候に付、以來相止め、寛文の被仰出に立戻り、江戸表通一箇年極に致し、三月五日計りの出替と相定可申候。乍然右の通り相極候共、主人は勿論奉公人も相對に依つて、半季極に致候事は、何ぞ格別の仔細有之時は決して不成にては無之候得共、三月九月、一箇年に兩度の出替を定法と心得候ては、前文の通り當時の人情には至て雙方の害多候に付相止め、三月五日計りを出替時節と相心得可申候。其外教諭の次第は猶筋の者共より爲致口達候條、急度相守可申候。

寛政七卯年四月

口達

近年別て男女奉公人風儀不宜候に付ては、第一半季極め、當世の人氣主従薄情の基有之候に付、以來相止め、都て三月五日計りの出替に相極候旨觸書差出候。右の趣意猶委細其筋の者共より口達可致の趣左之通り。

一、三月五日に浪人致し候は、早速有付を聞繕ひ、何分にも長く致浪人居候をば、女奉公人など別て恥辱と相心得可申處、奉公人口入方へ日々集り、芝居又は人立の場所を遊歩き、自ら身持惰弱に相成り、差急ぎ主取も不致、日を送り候時は、諸雜用を費し、自然と不埒なる事も出來候事にて、其上男女の給銀近來格別に相増し候由に候得共、さればとて相應に衣類など貯へ候には無之、畢竟無益の費多きよりの事にて、前々は縦令少給の奉公人にては夜具類も持參候事に有之處、當時は左様の者も稀なる由相聞え候。是等は如何にも外聞に存じ、銘々可恥事に有之處

奉行人に
就いての
口達

奢を禁す

近來一統の風儀悪しくなり候て、誰も其通りの様に相成り、只髪の飾・履物等にのみ分不相應の目立ち候品相用ひ候は、扱々不慙の至には有間敷哉。如斯申聞候上は、奉公人共篤と合點致し、何分にも致重年勤候様に心掛け候事第一に候。此度往古へ戻り三月計りの出替一度なれば、自ら費少く猶又年を重ね勤候へば、彌、以費なく、其上主人も目を掛け使ひ、終には男は仕分け致し貰ひ、女は縁付貰ひ候様の事にも至候は、皆々自分の心掛に有之事にて、都べて致奉公候者は、親族の爲歟又は童女などは行儀躰の爲を主人へ願候筋も有之處、左様の事を忘れはて、只身を我儘に致し、一己放埒より事相破り、都て親族へ難儀掛け候様なる事を仕出し候者も間々有之、以の外の次第に候。何れにも未だ奉公馴れざる者迄半季宛に出替遊歩き候悪者に勧められ、追々風儀移候事と相聞え候間、前文の通り教示申聞候ても不相用、不埒の者有之候は、土地の風儀に拘はり候儀に付、難捨置候間召捕急度答可申付候。猶亦主人共も不埒の奉公人有之に於ては、其儘に不捨置早々可申出候。只今勤居候奉公人共へも兼ねて心得、主人々可申聞置候。

間暇を取らざらしむること

一、奉公人口入渡世の者は勿論、其外親類身寄の者を口入致候共、前條の趣篤と相心得、奉公人へも精々申諭、猶有付の儀は無油斷、早々片付候様肝煎可申候。且は口入渡世の者は迄は出所不相知、奉公人も其糺も親元の名前帳面に記置き、或は一箇年に三四度暇取候奉公人有之ば、可訴出候。可相糺にて候。尙又口入人宅へ此度の觸書なる丈假名にて認め、又は假名付致し張置き可申候。尤町内年寄致世話可申候。

寛政十二申年九月

一、近來男女奉公人風儀不_レ宜候に付、寛政七卯年二月、向後一季の極の觸書差出候節、教諭の次第は、其筋の者共委細口達をも爲致候得共、今以男女奉公人其外諸職方弟子共勤方悪しく、季時に不拘我儘に暇を取り、外方にて同職致し、主人の方手支させ候者多分有之趣にて、右卯年教諭の次第不_レ相用哉に相聞、別て女奉公人風儀不_レ宜仕宜は、全く奉公人口入方數日罷在、奉公先數軒へ目見に罷越し、其内選嫌ひ致し、自分の勝手に致主取、尤稀には心底宜しき者或は未だ奉公不_レ馴者共も口入方

風儀を亂らざらしむる事

數日罷在候内には、惡敷友に勸込まれ、追々如何の風儀押移、芝居其外へも遊び歩行き差急ぎ主取も不致様身持惰弱に相成り、諸雜用を費し、自ら不埒の身持も出來可致候間、已來口入人共儀、能々右の趣相辨へ、右體惰弱を好候事に候はゞ、口入渡世の者共可成丈申合、奉公人共不心得の儀不出來様申教可致世話、日數分際限を極置き、數日不入込様可致候。勿論自然致不奉公、度々主人を替候度毎に、口入人へ世話料可貰儀を專一に致し、奉公人共の不行儀も不差構様取計らひ候ては、如何の事に候。人の世話致し候程の者、聊か貪り箇間敷儀は有之間敷筋に候得共、實意を以奉公人共へ教諭致し遣候方、本意に可有之事に候。

右の通り申渡候ても、口入人共此上取締方難出來、不束の趣も相聞え候に於ては、取締主法相定め願出候者も有之候はゞ、其時宜に寄り受計らひも品々有之事に候得共、年來口入渡世致し候事に付一應此旨爲觸知候間、前文の趣相辨、奉公人惡敷風儀不押移様精々勘辨を加へ取計可遣事。

右之通り寛政七卯年同十二申年口達を以教諭致し置候處、年月を經相弛候様相聞え、別て女奉公人は數日口入の者方に罷在候者多分有之、右の内には主取を不差急惰弱の身持坏致し候族も有之哉に相聞、口入共儀も日數を重ね、宿料又は口錢等を貪候を致專一に、再應の教示も不致打過罷在候段不埒の至にて、此上にも前より爲觸知候趣等閑に相心得、不相用者も有之候はゞ、口入は勿論兼ねて受人に相立可遣と存候者、并親元迄も承糺し、一同急度可及沙汰候間、前條の次第無違失可相心得事。

辰三月

前書の趣文政三辰年口達を以申渡置候處、年月相立忘脚の者も有之哉、兎角に男女奉公人風儀不宜趣相聞候に付、猶又此度相觸候間、先前も申渡の通り無違失可相守候者、此上にも等閑に心得方於有之者、急度可及沙汰候事、右之趣町々并裏借屋、別て身輕き者へ不洩様申聞候様可致事。

寅二月十三日

右御觸書の趣、慥に承知仕候間、銘々印形仕仍如件。

日光御社

來年四月日光山御社參可被遊旨、被仰出候段、從江戸被仰下候條、恐悅可奉存候、右之通可相心得候。

寅二月廿八日

二月三日於御座間、井伊掃部頭 來年四月日光山御宮御參詣の節可相越候、水野越前守、堀田備中守、同斷の節御供。土井大炊頭、同斷の節前々在處へ被爲入候間、其節御先へ可相越候。真田信濃守、同斷の節御留守但養子豊後守御供被仰付、於旅中日光山御奏者役被仰付候。堀大和守、同斷の節御供、右於御前被仰付但掃部頭へは於奥申渡濟、畢て御目見。大岡主膳正、同斷の節如前々、在所へ被爲入候間、其節御先へ可相越候。堀田攝津守、遠藤但馬守、同斷の節御供。本庄伊勢守、右於奥被仰付、畢て御目見。

岡山城主
自殺す

備前岡山城主鷹野に出でられしに、其日夜に入れども、何一つも獲物なかりしかば、之を憤りて其夜自殺せられしといふ。古今に稀なる癡人と云ふべし。斯るたわけ者にして三十二萬五千石を領せる事、誠に國土の穀潰しといふべし、可笑事なり。

物價調節

中の島金毘羅町にて、加賀屋善八といへるは、備前岡山城下の者にて、加賀屋へ養子に來りし者なり。此者岡山へ行きて慥かに聞來りし由にて、此事を咄せしといふ事を委しく聞きたる故、記し置きぬ。

舊冬相觸候問屋組合仲間等唱へ候儀は、停止の旨申渡候處、問屋商賣計者勝手次第に候得共、矢張問屋の名目相唱候故、組合迄も不解様心得、同商賣の内下直に致賣買又は素人にて荷物仕入致し候類へ、差障候儀も有之哉に相聞え候。大金冥加も御免相成候上は、難有相守可申渡、無其儀段不埒至極の儀に候。依之已後組合仲間等は勿論問屋と相唱へ候儀堅令停止、米商者米屋、炭商者炭屋、油商は油屋など可相唱候商賣方も、仲間へ卸候計りに無之、小賣専ら致し、品物拂底の節、卸方は見合候共、小賣は不差支様可致候。且又仲買の者迄申合、卸方より小賣の方直段高直に賣買致間敷候。此上申付候趣不相用、組合無之候ては差支候杯と申觸又は内々申合願立等致す者有之候は、時刻不移、嚴重に吟味の上御仕置可申付候。

都て株札并問屋仲間組合杯と唱候儀不相成段相觸候處、右は十組外は不差構様に心得違候者も有之哉に相聞、不埒の事に候。彌先達て相觸候通り相心得、十組

外にても株札問屋仲間組合等決して難相成候間可致其趣候。是迄爲冥加無代納物無賃人足川浚馳付等の儀、都て差免候間、銘々正路に可致賣買候。追々同商賣の者出來候共、決して差障申間敷候。御用に付前々より仕來候納物人足の分は、其筋にて調の上追て可相達候。

品物手前に買込置、追々賣出候儀は勝手次第に候得共、他國へ前金等遣し、買留積送爲見合、其處へ圍置候者則占賣相當不正の筋にて候間、以後右等の儀は致間敷候。萬一不相改趣、外にて於相聞は、可處嚴科候。

湯屋髮結の類は、諸式直段に不相抱者故、組合仲間停止の儀不及沙汰候處、同商賣の内、賃錢下直に致し候者有之候へば、組合の者より差障候趣相聞、不埒の事に候。依之以後右商賣の者も株札は勿論組合仲間等相唱候儀令停止候間、町内其外同商賣の者何軒出來候共、決して差障り申間敷候。

右の趣町々へ不洩様早々相觸可申事。右の通り從江戸表被仰下候條、右御觸達の趣は、江戸中計りの事には無之、諸國共同様にて米炭油等に限候儀は無之。

湯屋髮結
業の規定

買占を禁
す

總體の儀に候間、一統心得違無之様致し、以來都て株札并問屋仲間組合杯と相唱候儀は不相成候。右に付取締方の儀、追て可申渡候間、重ねて及沙汰候迄、賣買筋等の儀は、先づ唯今迄の通り相心得、彌正路の取計可致候。右之通三郷市中不洩様可觸知者也。

寅三月 不見
遠見

南組
總年寄

同十三日七つ時町々年寄南組總會所へ被招呼被仰渡候事

大坂菱垣廻船積仲間廿四組問屋の儀は、江戸十組問屋より注文引受買次致し、又は銘々見込有之者、注文の有無に不拘、諸荷物積廻し來候處、去丑十二月相觸候通、江戸問屋共不正の趣も相聞付、右仲間株札上納金等の差止、猶又此度一品限問屋仲間組合の儀も、都て不相成、勿論右は江戸中計の事には無之、諸國共同様の旨、從江戸表御下知有之候付、前書廿四組の儀も以來問屋仲間組合杯と唱候儀は停止、冥加金も不及上納旨申渡、江戸積の儀は唯今迄の通相心得取引可致段々申渡候に付ては、是迄右組外の者にて、江戸積望の者は、向後勝手次第諸荷物可積廻候、

問屋仲間
組合に對
する布令

右之通三郷町中不洩様可觸知者也。

南組

總年寄

寅三月石見
遠見

右之通被仰出候間、町内末々迄不洩様入念可被相觸候

南組

總年寄

寅三月十四日酉中刻

廿三日晴、洪水出で、今日の寒氣嚴冬の如し。不順の事なり。昨日の大雨にて洪水出で、京都市中所に寄りては、平地より尺餘も水溜りしといふ。先日より御室・本國寺・兩本願寺等に法事有る由にて、京上りする人仰山の事なるに、九國・中國・山陰・山陽等より、伊勢參りする者も至て多く、御蔭年の參宮に等し。昨日の雨にて洪水出で、三十石船行當り、二艘共覆る。大勢の人を詰込み乗せし事故二艘の人数百六十なりといふ何れも水に溺れ死せる者九十人に餘り、死骸引上げしは、漸く五十人にして、其餘は知れざりしといふ、可憐事なり。

昨年女髮結御制禁になりしに、江戸に於て之を犯せる者數十人ありしが、髮結も結はせし者も悉く剃髮仰付けられしといふ。京都に於ても衣服・髮結等の御法に背き

京都の出

江戸京都
市中の取

し者、此節追々に御吟味甚しく大勢咎められ、町預けになれる者限りなしといふ。之に依りて上下一統に市中の者共悉く木綿服となる。其外祇園町・同新地其外の遊所残らず召抱の女諸共四條の芝居に呼出され、召抱の女共の出處、賣られし始末等悉く御糺に相成り、「沙汰致し候迄は、客を取る事なり難し」と申渡されしにぞ、一統に掛行燈を引き至て淋しき事なりといふ。其外市中にての隱賣女御吟味之有り。こは素より御法度の事なるに、至て仰山に有りしといふ。何れも夫々所預けと成り、其外神社・寺等の地内に有る處の芝居皆取拂ひに成るといふ事なり。京都如斯なれば、大坂も内様の事なるべきに、未だ専ら其噂有る計りにて何の御沙汰も、美服著し者、髮結の類、其外何に寄らず、一人も咎められし者なく、下地の姿にて相替らず華麗の事なり。何れ追々御調べ之有るべき事なるべし。

四月五日午の刻雨、申の刻止む。酉の刻より再び降る。今日紀州侯當所御止宿、御節儉を守らせられ、人數減少にて何事も嚴重の事なりしといふ。

江戸御觸書の寫

天保十三年雜記

御改革に付、深川永代寺門前町を始め、遊女致候渡世の者、當八月迄の内追々商賣替致し、正路の渡世可致候。尤數多の事故相對を以、右女子共新吉原町にて遊女屋致し候儀は勝手次第の事に候。此上商賣替不致、在來候場所にて隱賣女渡世致候者於有之者、武士地・寺社地・町地無差別、其地面永代被召上、家主・名主迄も可被處、嚴科候事。

寅二月十八日

江戸表此節の様子荒増内々申上候

公儀より追々御制度被仰出、世上一統難有萬歳を諷ひ申候。先づ芝居場所相替候事は先日申上候て、御承知の事に存じ候。扱女形の役者平日宅に居り候節は、女の風情にて罷在候由の處、其儀不相成、女形は皆奴に被仰付、又役者共は丸屋敷と申し、別段被仰付、其圍の内一所に居申候様に相成候由、髮結所橋々辻々に有之、一人前に付三十二文も髮結賃取候處、二十文に直下相成申候。女髮結は嚴敷御法度被仰出候て、其後内々にて爲結候者も有之、見付次第爲結候者結ひ候者兩人共

風俗矯正
節儉の風
を つ と む

江戸華奢
の風俗の
一斑

坊主に被仰付候。此節所々にて女の坊主出來申候。

江戸表にて衣類は百目限り、却て高直の品を商ひ不申様に被仰出、先日有之候處、其後矢張高直の品賣物追々八十人餘り江戸中にて被召捕、其内及承候高直の品左の通り、

- 金一兩一步 藝子のほき候下駄、是は臺の内に引出有り。其内に白縮緬の切を入れ、足の汚れ候節、ふき候様の爲に鼻緒には大白き絲を澤山にして、其間に珊瑚珠の玉を入れ、白き所へ赤くちらく見え奇麗の由。
- 同一兩貳步 雪駄表藤組にて廻りは赤銅にて縁を取り、裏音かめに眞鍮にて象眼を入れ、船にて遊行の節、船の上へ雪駄をあふのけにしたる時、右の象眼出候様に致し、誰の雪駄は牡丹、誰の雪駄は龍と申す様に、印に致し候を用と致し候。扱々おこりの沙汰に御座候。
- 同七兩貳步 唐眞鍮のきせる。中に金にて唐人の行列を三十六人象眼にて入置き候て、烟草たべ、烟を吹候時は、其烟にて唐人あらはれ候。
- 同三兩三步 藝子駒下駄。上を鼈甲に致し、廻り物金時繪にて、臺の中に湯を入れ、寒中にてもつめたく無之工風有之由。
- 同一兩 天鷲絨の半襟に金のぬひつぶし。

右の品隱密にて皆御買上有之候て、夫々召捕に相成候。其外珍らしき品・高金の品及承候得共荒増まで。

落しばなし

一、去る人大丸吳服店へ參り、越前仕立股引を誂へ候處、店の者越前股引と申すは未

落拙

だ不承候由申候得共、番頭罷出奉畏候と及挨拶、同役の者どうした仕立方だ」と申候へば、なかにまちをつめろといふ事だ。

一、此度小出信濃守様古屋敷、聖天町被召上芝居地へ被下置候處、古屋敷の事故藪も多く有之、狐狸も多く住居候由の處、此度右藪取拂に相成候。夫に付狐狸町奉行鳥居甲斐守様へ願出候は、主人小出公には古屋敷被召上、替地被下候得共、私共は藪取拂に相成替地なし。甚だ當惑仕候。一何卒替藪被下候様願上候處、甲斐守様被仰候は、夫は御老中より被仰出候事にて、此方不存候間、御老中へ御願可申と被仰候へ共、鳥居様には狐と縁ある故に願立申上候と申上候故、終に御取上に相成候故、狐共には難有奉存候處、狸には縁無之候に付、何方へなりとも勝手次第願立候様被申聞候にぞ、狸大に當惑致し、左様ならば狸の事故遠山様へ願ひ出ませう。一、水戸候には、此節武藝流行武者多く召抱に相成り、夫に付十五貫目の槍を拵へ、誰ぞ遣ひ候者有之候哉と御尋有之候處、一人として重き故遣ひ候者無之、無據公邊へ献上に可致と評定取極候處、一人罷出で、夫よりも御役人の内へ進上がよろ

しからう」と申す者有之、夫はなせだ、越前には餘りおもひやりがないと申候由。

右の外にも澤山有りと雖も、寸暇あらず荒増申上候。極々内々にて御座候。

西九御留守居筒井紀伊守名代
深澤彌七郎

米價の調
節をばか
る

其方儀町奉行勤役中、去る申年中御救米町人共より差出候立替金、下に戻り方の儀、米價引下り候時節に至り、米問屋仲買共、賣米・口錢・浮米の内へ積銀致置き下遣り候積の主法伺濟の趣は、元來米屋共冥加の心得を以て差出候由に有之候とて、平和の年柄には取立方致し、猶豫罷在り、又は窮民共へ被下に相成候。兩替屋共買持殘下々戻方の儀も、是又米屋共へ及利害、右積金の内或は備金等を以て、追々可下遣との心得にて、其儘打過ぎ、一應にて申立も不致差置候段、不行届の取計、其上右御救米取扱掛り申付候、與力仁科五郎左衛門儀買付米勘定仕上の節、町方御用達共手代路用失却は、勘定爲相資、在國米穀問屋路用失費共米代の内へ籠候様及差圖、又は越後米買付にて差遣候、深川佐賀町又兵衛遊興に遣捨て候金子は、相場違ひ、不金の廉と爲組込、右體勘定取扱殊に其已前在國問屋共より、買付米五百俵有

餘米に相成、積付破損に及候を賣拂の積、帳面に相仕立相場違の浮金を立て、五郎左衛門私欲致し、其外四人并相掛り、同心共品々不恙の取計に及候共不致罷在候段、畢竟御救筋にて米買付方等五郎左衛門一人へ委任致置候故之儀、不來の至に候。依之御後御免差控被仰付候。

右於本庄伊勢守宅若年寄中西丸共出座御同人申渡。

三月廿一日

矢部駿河守

其方儀町奉行相勤候處、組與力仁杉五郎左衛門、同心堀江六左衛門外五人、去る申年市中御救米取扱を相勤、品々不正の取扱に及候始末、巨細の儀は不辨候得共、最前御勘定奉行勤役中、町方御用達仙波太郎兵衛より、右御救米勘定書控内々爲持出、或は西丸御留守居勤役中堀江六左衛門へ申談、内々爲取調候由に付、追て町奉行被仰付候て、早速嚴重の取計可有之處、其儀無之、右六左衛門忤堀江貞五郎を同心佐久間傳藏殺害に及び、高木半次郎へも爲疵負、傳藏自殺致し候節、同人妻が手へ心當の有無、其方相尋候處、御救米勘定合の儀に付、六右衛門等其身の不正を

町奉行を
罪す

可覆爲、傳藏重金立取計候様申成し、心外の由兼々咄聞候間、右を遺恨に含及、又傷候儀にも可有之段、書面を以相答、傳藏變死も五郎左衛門等の不正より事起に相聞候上は、同人重科難逃儀にて可罷在儀の處、右の趣は有體に不申立、五郎左衛門其外の者共五年の危急を救ひ候場合、格別骨折候逆宥看の沙汰を以て、役儀等閑の趣意にて御暇押込等申付候方に、内意申聞候に付、遂吟味候處、品々不届の始末及白狀、五郎左衛門は死罪、其外又々御仕置被仰付候。右一件其方町奉行不被仰付以前、支配違の者共へ申談じ、穿鑿に及び條段は筋違の取計にて有之候處、町奉行被仰付候へば、都て取贖取計振有之、殊に最初相尋候節は覺無之旨相答候箇條、再尋に至り、相違無之段申聞候儀共、彼是御後聞く公の致方に在之、且又右吟味中は別て万端相慎可罷在處、猥に懇意の者共へ、此度の儀は冤罪の體に自書を以申遣、又候御政事向并諸役人等の儀、品々誹謗せしめ、是又同意の者を以所々へ爲申觸候段、人心狂惑爲致候手段に相聞、更に身分に不似合、心底不届の至に候。依之松平和之進へ御預け被仰付者也。

右於評定所松平伊賀守始め、鹿野美濃守、跡部能登守、遠山左衛門尉、榊原主計頭立會、美濃守申渡。

三月廿一日

居屋敷被召上、妻は里方へ爲差、
辰一嫡子十二歳、江戸追放の由

寅三月十八日江戸御觸書の寫

盛場取締
布令

端々料理茶屋・水茶屋渡世致し候者の内、酌取女等年古く抱置候者共、近年猥に相成候趣相聞候。一體新吉原町外は深川永代寺門前町を始め、都て隠賣女たる事勿論の儀に付、此度諸事御改革の折柄風俗に關り候間、右場所此節追々取拂可被仰付候處、格別の御宥恕を以一統御咎御仕置等の不被及御沙汰、先商賣替の儀御免被成候間、難有奉存、當八月迄の内追々商賣替致、正路の渡世可致候。併抱女致候料理茶屋・水茶屋の分、端々數多可有之候間、相對を以右女子共新吉原町奉公人住替差遣し候儀、并に右渡世の者共吉原町人別に加り、遊女屋渡世致候儀は勝手次第の事に候。尤吉原町の者も奉公人住替の儀申來候は、給銀等に付不當の取計致間敷、并に引越來候者及對談、遊女屋相始候を無謂差障候儀無之様可致候。此上商

賣替不致有來の場所にて、隱賣女渡世致候者、且於他場所右同様の儀於有之者、夫々嚴格御仕置申付、地主は武士地・寺社門前の無差別、其地面永代被召上、地主名主も可被處嚴科候間、兼て其旨を存、右被仰出候趣嚴重に可相守候。右之通奉行所より被仰渡候間、町中家持・借屋・店借裏々迄も不洩様可觸知者也。

同三月京都御觸書の寫

一、女衣類兎角質素に不相成、殊に往來の女抔裾をからげ、目立候様の裾除け抔相見え候。矢張華美の風儀不相改事に相聞え、右體にては御趣意も不行届事に候間、彌以て心得違無之様持場限り可申通事。

但他國より罷登り見物罷出候者も、右之趣心得違無之様、宿主より可申聞事。

一、近來世上奢侈に押移候間、質素・儉約の儀に付、去る丑六月相觸置、其後制禁有之儀に付、江戸表より被仰付候之趣、同年十一月相觸置候に付、追々質素・儉約に復し候趣に候得共、中には奢侈の逆風不相改、矢張衣類を始め、分限不相應の不埒の事に

京都觸書

衣服の華
美を誠む

質素儉約
の獎勵

候。且近頃茶事流行に付、町家の身分不相應の高價の道具買求め翫び候者も有之由、畢竟身上柄有餘故の儀にも可有之候得共、町家の身分不相應高價の道具翫候儀は致間敷候。觸置候趣此上堅相守、都て質素に復し、衣類・器物等に至る迄、分限不相應の品決して相用ひ申間敷候。勿論商人共も、不相應の品決して賣買致間敷候。此上不埒の者有之候は、急度可申付事。

風俗の矯
正に勤む

一、都て料理屋共近來風儀不宜、藝杯者を呼寄せ泊らせ、料理屋其外に中宿と唱へ、若輩者遊所通ひの便利、又は男女出會宿を致し候者も有之哉に相聞候。隱賣女體の儀は勿論、出會宿の儀に付ても前々觸書も差出し置候處、不埒の至に候。右市中の風儀に關り、追々若輩の者共不行狀に長じ、殊に手代・下人・引負等仕出候基も有之候間、以來料理屋共は料理向一通の儀を正路に商致し候儀は格別、右體不埒の儀決して致間敷候。若此上不相守者有之候へば、嚴敷可申付候。

女髮結を
停止す

一、近來女髮結渡世の者多出來候由に付、一體女は自身に髮結候も女の嗜に有之候を、髮結はせ候様にては、嗜の者を失ひ、殊に年若なる女は髮結姿等華美を競合ひ、何れも風儀に關り不宜事に候。追々女髮結共の内不身持の取持致候類も有之哉に相聞、不埒の至に候。向後遊女の外女髮結停止申付候間、市中者共女の髮結は、銘々家内にて結ひ候様致可申、是迄女髮結渡世の者の外渡世可致候。

公事宿に
て飲食す
るを禁ず

一、市中家屋敷譲り并に賣買其外の儀にても、奉行所へ罷出候者共、近來公事宿に於て酒喰共超過致、右に付ては公事宿風儀不宜次第相聞え、心得違の事に付、以來右體の儀無之様、飯料・旅籠代等直段取極、其外取締方公事宿渡世の者嚴敷申付置候間、其旨相心得、都て奉行所へ罷出候者、無益の費無之様可致候。

右の趣洛中、洛外不洩様可相觸者也。

一、諸株問屋・仲間等御停止の處、商賣筋より、是迄仲間申合書又は目印の印判等店并表口等へ張置有之候分、今以不取拂向も有之哉候。右申合有目印等は、早々取拂候様持場限可申聞候。

株問屋仲
買等の標
札取除を
命ず

但茶屋株の者、表行燈等の目印も早々取拂、株札等受取居候は、株主へ早々可差戻事。

會所問屋
に注意す

浮世の有様 卷之九上(前)

四二四

一、會所問屋仲間共都て此度の御趣意に抱候向は、御役所々定札或は印札等相渡有之分は、早々通上致候様可申聞事。

一、市中其外端々於町々、隱賣女の働致し候者共等召捕に付、川東其外端々罷在候掛り合ひ無之諸商人、料理屋向等の類迄も店を、相慎居候者も有之哉に相聞え、心得違の事に候。慎に不及筋に候間、平常の通相心得渡世可致候。

一、右吟味に事寄せ、町々へ罷越し役人體に仕成、不筋の儀申聞候者も有之哉難計候間、自然右體の儀も有之候は、其處に留置、早速可訴出候。右之趣端々町々へ可申通事。

三月廿八日京都町中へ御沙汰御座候御停止の次第

一、衣類男女共總綿服の事。

一、縮緬類襟・袖口にても無用の事。

一、祝儀の節其外禮服袖類は、相用候ても不苦被仰付候得共、是迎も流行の染方伊達なる縞物は相用申間敷候。木綿たり共右同様相心得、何分質素に可相成様可致事。

風儀に關
係なき料
理屋に營
業を命ず

京都町中
禁制の條

一、唐物類一切致着用間敷事。

一、女裾除け華美なる品無用の事。

一、女共髪の飾、縮緬勿論木綿たり共無用、縦ひ紙にても目立候物相止可申候。とんぼ丈長に可致事。

用の事、縦ひ金粉たりとも、伊達なる相用申間敷事。

一、茶湯、謠講、琴、三味線さらへ講無用之事。一、淨瑠璃、端唄、稽古致間敷事。

一、女髪結可爲無用、自分に結可申様相嗜可申事。

一、中分以下の娘、琴、三味線稽古相止、髪も結習はせ、縫物、洗濯等専ら親共より精精教可申事。

右之通相守可申事、昨丑年十二已來御改正の御沙汰一統難有可奉存候事に候。心得違にて迷惑難儀杯噂仕候者有之候ては、實に恐入候に付、御趣意難有事と深く可奉存候事。家内若年、幼少者共能々相諭可申事。

右之通仰渡の趣堅く相守可申、依之一統連印如件。

一、遊女町は祇園一力計り其外不相成候。

一、伏見海道猿餅屋娘御差止被_レ仰付候。

京都に於て右の如き御觸度々の事にて、吟味・見廻等嚴重の事なるに、衣服・髮結等法度をし、御咎を蒙れる者不少故、衣服は大方木綿になりしか共、是迄髮をば髮結に結はせ、自身に結ふ事えせざる者共計りなる故、何れも女は見苦しき梳髮計りになりしにぞ、又御觸有りて梳髮は穢多非人同様なれば、決して不相成、髮結に結はせずして銘々互に結ひあふ事は苦しからざれば、しかすべしとの御觸あり。御奉行にも御苦勞の事なり。川東の青樓々々悉く召抱の遊女共召連れ四條芝居に召出され、女共身元并賣られたる始末一々糺しとなり、追て沙汰致す迄客を取る事不相成と申渡されしかば、其夜より一統に掛行燈を引き門口を閉ぢぬ。其後一力計り御免なりしとも、祇園町計りは許されしともいふ。されども何れも粗服にして、他へ出る事を禁せられ、客も手代召遣の類を相手とする事を差留められ、其身代も藝妓二朱・遊女一朱と之を定められ、之を現銀ならでは客とすべからずと、申渡されしといふ。自ら止みぬる様の計らひなるべし。又吳服仲買の者共四箇月・六箇月等の

相對にて絹布多く仕入れし者共、御法度厳しくなりし故、今は無用の物なりとて、買置きし代物を悉く元方へ差戻す。又株潰れぬる故兩替はいふに及ばず、金銀の預け、貸付等を悉く取戻さんとす。何れ一統に人氣立騒ぎし事なれば、大に騒動せしといふ。其中にて隠賣女・妾等の御吟味有るに、之も又仰山の事なりといふ。又入江十左衛門といへる與力は迄二萬兩・三萬兩・千兩・二千兩杯いへる町人共へ、無法の難題を云掛け、無罪の者を罪に落とし、之を生かし置く時は、己が悪事露顯する故、其者共をば四斗樽に水を汲入れ、其中へ其人々を逆に漬置きて、悉く之を殺せしといふ。如此なして殺されし者七十餘人に及びしが、昨年来御預なりしが、其罪紛なきより當四甚しき處より、公儀隠目附に見顯され、昨年来御預なりしが、其罪紛なきより當四月入牢す。大惡憎む可き奴なり。吉家何某とやらんいへる同心も之が同類なりといふ。入江己が罪の逃るゝ事能はざるにぞ、東西の與力・同心等之迄惡事せし事共、一に言竝べ、惡事せし者仰山の事なりといふ。斯る混雜なる有様なるに、盜賊共頻に徘徊し、夜はいふに及ばず、白晝と雖も人を剝取る杯傍若無人なりといふ。騒々

問屋仲買
に就いて
の布令

しき事なりといふ。
 此度問屋唱方等の儀に付、從江戸表御觸達有之趣は、江戸中計りの事には無之、
 諸國共同様の儀に候間、一統心得違無之様致し、以來都て株札并問屋仲間組合等唱
 候儀不相成候。右に付取締方の儀追て可申渡間、賣買筋の儀は先只今迄の通相心
 得、彌正路の取計可致旨、最前相觸置候。然る處、金錢兩替屋〔堂島江〕米仲買酒造屋、
 唐紅毛物に携はる商賣人、和製砂糖屋、薩州荷受人、竹材木屋、本屋、質屋、古銅古道具
 屋、古手屋、金錢延商賣仲買、御用勿魚商人、米座仲買、金銀座支配商賣人、銅座支配商
 賣人、旅籠屋、茶屋、風呂屋但湯屋には無之候、床髮結諸川船通し日雇人請負。右之廉は猶又追
 て可及沙汰候。其餘の分は諸事右御觸面の通相心得、諸商賣手廣に致し、勿論素
 人直賣買等勝手次第の事に候條、右に付猶又一統心得違無之様、御趣意の趣堅相
 守可申候。

右之通三郷町中可觸知者也。

寅四月石見遠見

口達

再三儉約
をさとす

近來世上奢侈に押移り候に付、質素儉約の儀享保寛政の度に復候様、去る丑七月相
 觸置、其後御制禁の品々當寅年々停止の儀、江戸表々被仰下候趣、同年十一月相
 觸置候に付、追々質素儉約に復候趣に候得共、未だ奢侈不相改、衣類を始め分限不
 相應の品致取扱候者も有之由不埒の事に候。右體相觸候上は、當寅年より急度可
 相改候は勿論の儀に付、右停止の品々已來賣買致間敷候。町人共儀家持借屋人其
 外渡世向の身分高下を量り、分限を辨へ、他見を不厭、専ら質素儉約を相守可申
 候。著用衣類等は譬へ金入に無之共、縫物并錦織物高直の唐物の衣類は勿論、其他
 華美目立つ絹布の類、輕き者共は娘、子供迄も絹縮緬類は襟掛け、裾除、前垂等の小
 切れにても用ひ申間敷候。尤古著用物其外共銘々分限よりなる丈内輪に致し、儉
 約專可相心得候。

- 一、髮の飾等も随分不目立様、粗末を用ひ、木櫛、笄等にても金粉蒔繪の類。
- 一、女子用ひ候履物草履縁り鼻緒等に天鷲絨は勿論、絹縮緬の類。

- 一、菓子并料理向等不益の手間掛り候品は勿論、都て高直の食類。
- 一、雛并手遊び人形類、はま弓・菖蒲甲刀・五月幟等に大造の品并手籠り候品の類。
- 一、鼻紙入・袋物類、させる其外小間物類、翫び同然の品は勿論、日用并器物諸道具類に至迄結構高直の類。
- 一、舞さらへ・淨瑠璃等師家の者宅にて、稽古同様弟子共興行候儀は格別、料理屋・茶屋等借受け、座料等取り相催候儀。
- 一、町家に於て小見せ物同様淨瑠璃又は軍書講釋・嘶等の類、奉行所へ無斷座料を取り人集致し候儀。
- 一、寺社境内其外にて小見せ物等男女入交り催候儀、或曲馬と唱へ女馬乗等致し、歌舞妓狂言同様の催致し候儀。
- 一、寺社開帳迎ひと唱へ揃衣裝を拵へ、華美の風體にて、大造の幟・提灯等取扱候儀。
- 一、公事人共下宿に於て手軽く致し支度候儀は格別、酒肴取扱候儀。

一、近來女髮結渡世の者多く、自然と女の嗜を失ひ所業惰弱に押移り、風儀不宜候間、傾城町遊女等は格別、市中の者共女髮結に結はせ候事。

一、歌舞妓芝居道具衣裝等華美、高直の品相用候儀并平生役者共猶更身分を辨へ自立候著用の儀。

一、葬式・佛事都て吉凶共有徳の者にてても、随分不自立様可致候。且葬送之節忌掛りの外、大勢見送途中横行の儀。

一、高直の鉢植物類。

右の條々停止候。尤右の内には先年より追々爲觸知候趣も有之候處、近來猥に相成り、自然と土地の風儀にかゝはり候條、向後屹度慎可申候。且相撲取共の内には不相應の衣類・提物等著用の者も有之候由、右は他所が貰受け自身調候儀には無之候共、以來は素人同様不自立様可致候。尤右に相洩候廉は追々取締可申渡候條、其段可相心得、右に付先達て相觸候通り、組の者爲見廻遣穿鑿候に付、萬一相背候者於有之者、無用捨嚴敷答可申付間、後悔不

致様、一町限り所役人共々篤と可申聞候。若し不心得の者有之者、所役人迄も可爲越度條、心得違無之様三郷市中末々迄不洩様、可申聞置候事。

寅四月十六日

浮世之有様 卷之九上(天)終

大正六年十月十八日印刷
大正六年十月二十日發行

國史叢書

浮世の有様 四

定價金一圓二十錢

編輯者兼
右代表者

國史研究會

印刷者

今村勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二九番地

印刷所

榎山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

友

友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地



發行所

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番

國史研究會





Blank aged paper page with some light staining.

Blank aged paper page with faint ghosting of text from the reverse side, including a large rectangular box and illegible characters.

SAN-AISHA SHOTEN
電話神田二九七五番
三愛社書店

8
3